

■よくあるご質問【事業継続・再開支援一時金】

Q 1. この一時金の内容は？

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年1月14日から同年2月17日までの間に発令された熊本県独自の緊急事態宣言により実施された飲食店等の営業時間の短縮、県民への不要不急の外出・移動の自粛要請により売上げが減少した中小事業者等に対して、事業継続・再開支援一時金を一律で法人に20万円、個人に10万円を給付するものです。

Q 2. 対象者は中小企業者等となっているが、個人事業主、農業者、漁業者も含まれますか。

対象となります。
ただし、県独自の時短要請協力金を受給した方、国や他県の同趣旨の一時金を受給した（する）方は対象外となります。
※ 熊本県の事業継続・再開支援一時金を受給される方は対象となります。

Q 3. どの程度売上が減少すれば対象になりますか。

令和3年の1月か2月の売上のいずれかが、前年か前々年の同月と比較して30%以上減少していれば対象になります。
※ ただし、令和2年3月から12月31日までに開業した方（創業特例者）は、令和3年の1月か2月の売上げと開業月から令和2年12月までのうち売上が最も高い月を比較して30%以上の減少で対象となります。

Q 4. 交付要件は？

- ①天草市内に本店所在地を有する法人または住所を有する個人。
- ②令和2年12月31日以前から営業している。
- ③法人は年間240万円、個人事業主は年間120万円以上の事業収入がある。
※ただし、創業特例者の場合は、12月までの最も高い売上が法人は20万円、個人事業主は10万円以上であること。
- ④性風俗関連特殊営業者、それに係る接客業務受託営業者でない。
- ⑤市税を滞納していない。
- ⑥暴力団関係者ではない。
- ⑦政治活動や宗教活動を行っていない。

Q 5. 申請方法や申請書は？

申請は、令和3年4月12日から同年6月30日までに、原則として郵送で申請してください。

申請書は、市のホームページでダウンロードしていただくか、市役所本庁・各支所、各商工会議所・商工会、JA及び漁協でも受け取れます。

【送付先】 〒863-8631 熊本県天草市東浜町 8-1

天草市産業政策課 事業継続・再開支援一時金係

Q 6. 添付書類は？

【共通】

次のいずれかを添付する。

- ①熊本県事業継続・再開支援一時金の交付決定通知書をお持ちの方はその確定通知書
- ②お持ちでない方は対象月の月間事業収入が分かる売上台帳、帳面等

【法人の場合】

- 確定申告書別表1表

【個人事業主の場合】

次のいずれかを添付する。

- ①青色申告書第1表及び所得税青色申告決算書
- ②白色申告書第1表
- ③税理士の押印又は署名がある事業収入を証明する書類
- ④市町村民税の申告書類（課税課で原本証明を受けてください）

【創業特例者の場合】

- 開業月から令和2年12月までのうち売上げが最も高い月の売上台帳

※ 申告書第1表の控えには、収受日付印か電子申告の日時が記載されていること。無い場合は「受信通知」を添付すること。

受信通知も無いときは税務署で交付される「納税証明書（その2所得金額用）」を添付すること。

Q 7. 申告をしていないが申請可能ですか。

所得税の確定申告（または、住民税の申告）をしていただくか、税理士の押印又は署名がある事業収入を証明する書類を提出していただくこととなります。

Q 8. 申請したらいつ振り込まれますか。

郵送での申請受付を開始しておりますが、申請書類に不備がなければ、受理後、2週間程度で支給します。

Q 9. 市税に滞納があるが対象となりませんか。

天草市税に滞納のある方は、対象としておりません。

Q 10. 個人事業者で天草「市内」に住んでいて、店舗が天草「市外」にあるが対象となりますか。

今回の支援金は、個人事業主の場合、天草市内に住所を有する方を対象としていますので、対象となります。

Q 11. 個人事業者で天草「市外」に住んでいて、店舗が天草「市内」にあるが、対象となりますか。

個人事業主の場合、店舗が天草市内であっても、市外に住所を有している方は対象となりません。

Q 12. 法人ですが、本店は市外にあり、天草市には支店があります。今回の申請の対象となりますか。

今回の一時金は、法人の場合は市内に本店の住所地を有する事業者を対象としておりますので、本店が市外の場合は対象となりません。

Q 13. 天草市だけでなく、市外にも複数の支店や店舗を構えている場合、比較する売上は、天草市にある店舗や事業所の売上だけですか。

天草市外の支店や店舗を含めた事業全体の売上と比較します。

Q 14. フリーランスは対象になりますか

事業として行っている場合のみ対象となります。令和2年分の「確定申告書」の写し等を提出していただき、業種や屋号、事業所得が計上されているかどうかを確認させていただきます。

Q 15. 申請後、内容の適否について、何か通知などが届きますか。

申請書受理後、市において審査を行い、申請要件を満たしていることが確認できた場合、速やかに「交付決定通知書及び確定通知書」を送付します。

書類の不備や市税に滞納がある場合は電話等で連絡することがあります。なお、申請の要件を満たさない場合は、「不交付決定通知書」を送付し、その旨をお知らせします。

Q 1 6 . 支給は、現金でも可能ですか。

支払は、現金手渡しでは行いません。申請者が指定する金融機関の口座へ振り込みます。なお、振込先の金融機関に指定はありませんが、漁協には市から振り込むことができませんので、漁協以外の口座を指定してください。

Q 1 7 . 一時金は課税対象となりますか。

この一時金については、事業所得へ計上され課税対象となります。ただし、給付金の支給額を含めた年間の収支が赤字となる場合は税負担が生じませんので、詳細については、税務署へお問い合わせください。